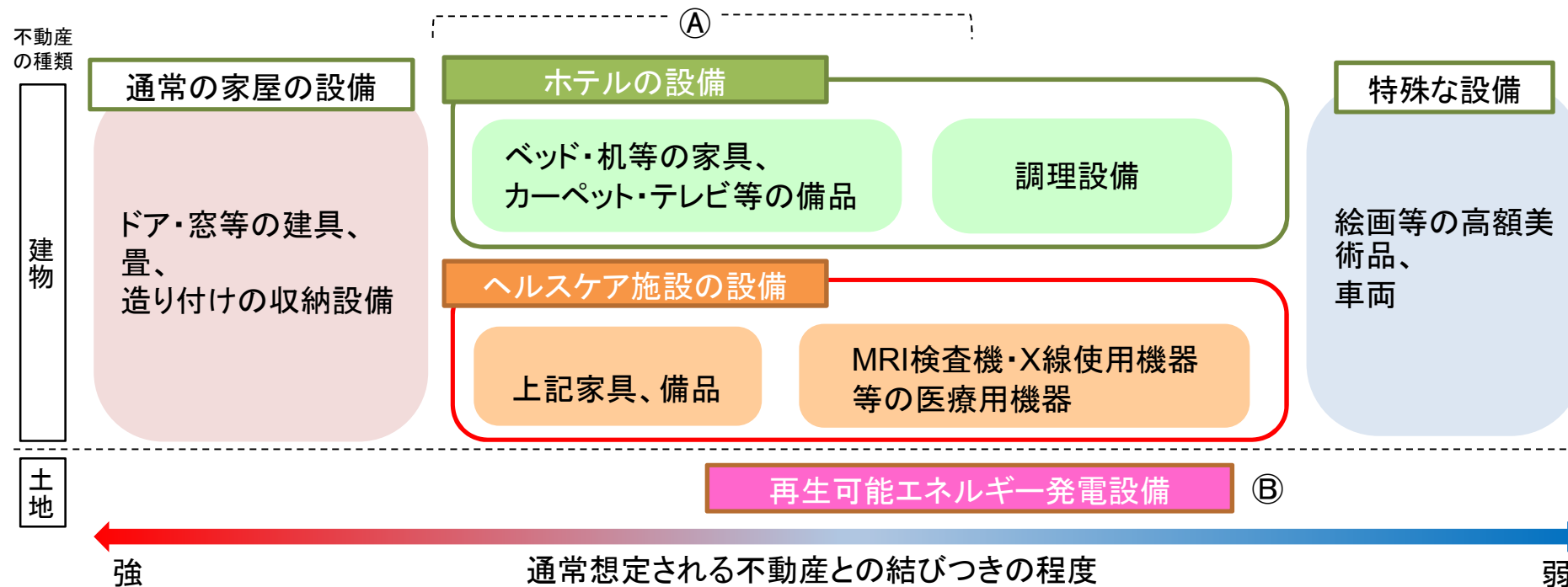


■ 不動産の鑑定評価の際に合わせて評価を行う必要があると考えられる動産



■ 法律上の規定

民法	不動産の鑑定評価に関する法律
(不動産及び動産) 第86条 土地及びその定着物は、不動産とする。 2 不動産以外の物は、すべて動産とする。  (主物及び従物) 第87条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。 2 従物は、主物の処分に従う。	(定義) 第2条 この法律において「不動産の鑑定評価」とは、 <u>不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下同じ。)</u> の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。

⇒ ①は、建物の従物であっても、鑑定法第2条第1項の「不動産の鑑定評価」の対象に含まれない可能性がある。

⇒ ②は、土地そのものではない別の物であるため、鑑定法第2条第1項の「不動産の鑑定評価」の対象に含まれない可能性がある。